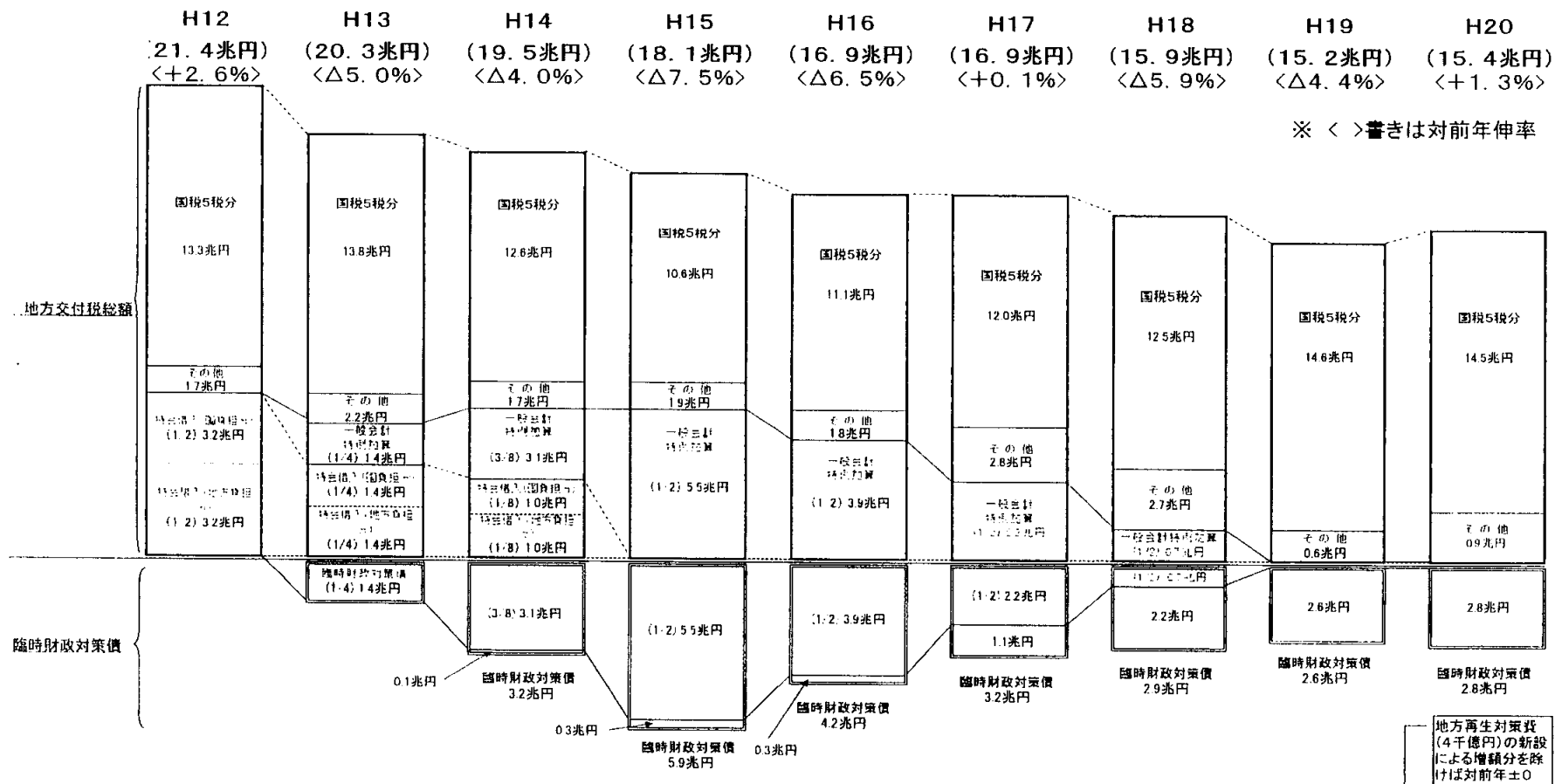


富山県提出参考資料

平成 20 年 11 月 20 日

地方交付税等総額(当初)の推移(H12~H20)

＜地方交付税等はH15～19の4年間で約6兆円の削減＞



地方交付税と臨時財政対策債(21.8兆円) (22.8兆円) (23.9兆円) (21.1兆円) (20.1兆円) (18.8兆円) (17.8兆円) (18.2兆円)
の合算額 <+1.8%> <+4.5%> <+5.1%> <△12.0%> <△4.5%> <△6.5%> <△5.2%> <+2.3%>

※ < >書きは対前年伸率

4年連続で削減(H15→19 ▲6.1兆円)

地方交付税等は、4年間で約6兆円(都道府県分約3.3兆円)削減され、
一部の大都市圏を除いて、地方団体は極めて厳しい財政状況に直面

- ・ 財政力が低い団体(財政力指数0.5未満)ほど、一般財源総額が減少
 - ・ 財政力が比較的高い団体(同指数0.5以上)でも伸び率に大差
- 地方圏と大都市圏の
格差が拡大

《 ⑮年度と⑲年度との都道府県財政力指数別の一般財源総額の比較 》

※ 地方譲与税、特例交付金を除く

(単位: 十億円、%)

交付 団体	⑲財政力指数	⑮年度			⑲年度			増減 (⑲-⑮)		伸率 (⑲/⑮)		
		地方税	交付税等	計	地方税	交付税等	計		地方税		地方税	
A	～0.3 (6団体)	481	1,429	1,910	572	1,234	1,806	△ 104	91	△ 5.4	18.9	減少 ↑
B	0.3～0.4 (11団体)	1,646	3,434	5,080	1,974	2,922	4,896	△ 184	328	△ 3.6	19.9	
C	0.4～0.5 (11団体)	1,594	2,585	4,179	2,053	2,004	4,057	△ 122	459	△ 2.9	28.8	
D	0.5～0.7 (12団体)	3,248	3,300	6,548	4,410	2,276	6,686	138	1,162	2.1	35.8	
E	0.7～1.0 (5団体)	3,513	1,743	5,256	4,873	913	5,786	530	1,360	10.1	38.7	
不交付 団体	1.0～ (2団体)	4,945	225	5,170	6,912	55	6,967	1,797	1,967	34.8	39.8	増加 ↓
<都道府県計>		(15,426)	(12,716)	(28,142)	(20,794)	(9,404)	(30,198)	(2,056)	(5,368)	(7.3)	(34.8)	

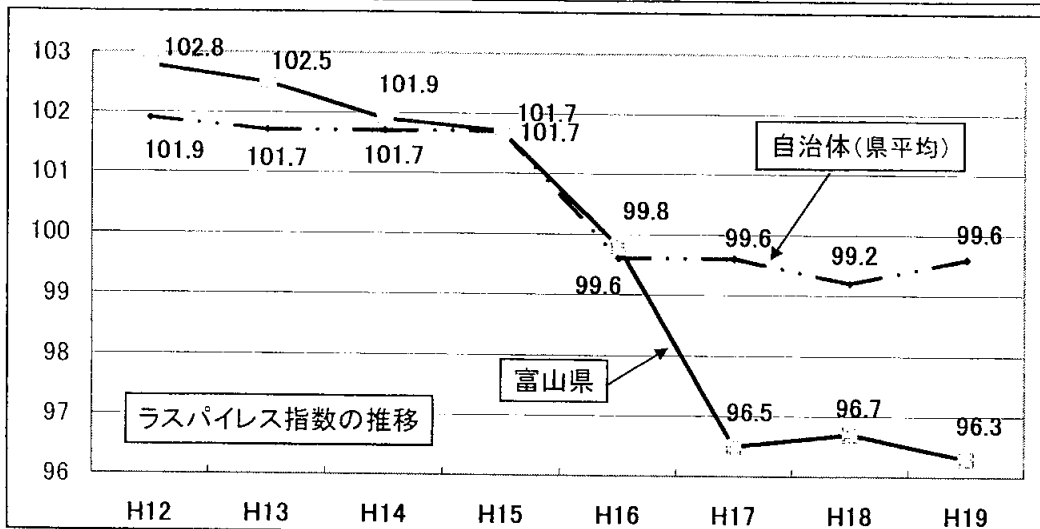
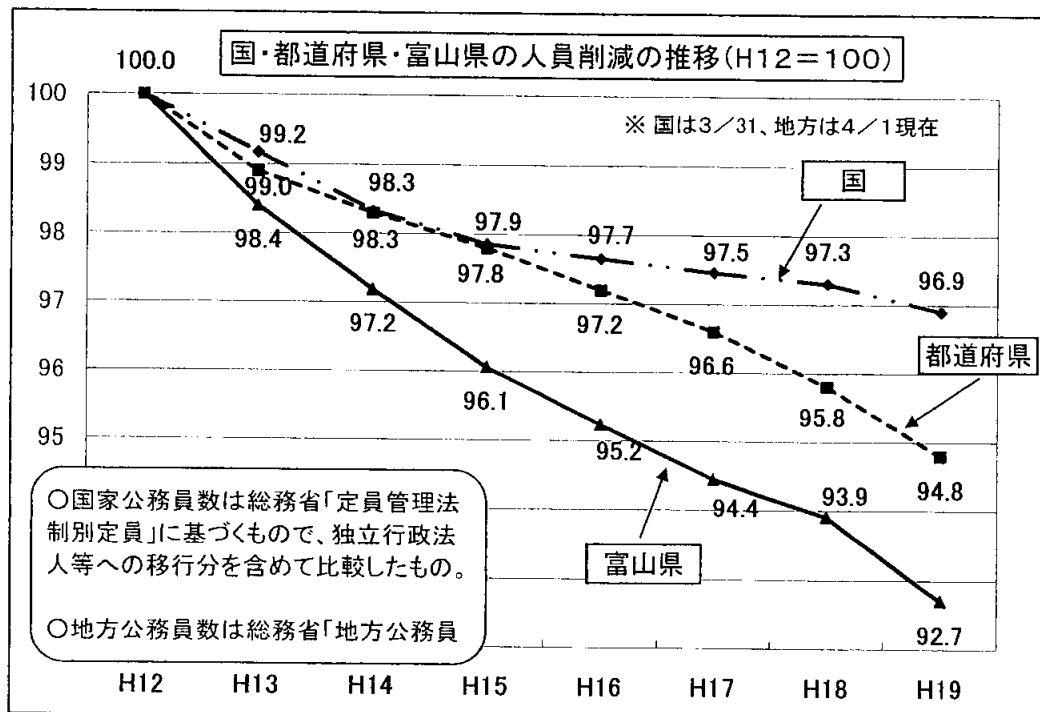
富山県の普通会計における歳入の変化(H12決算→H17決算→H19決算)

(単位:億円)

	県 税	地方交付税	国庫支出金	県債	その他	
H12	1,336	1,882	1,092	693	1,233	6, 236億円
	① 県 税 △68億円 (△5.1%)	②地方交付税+臨財債 △253億円 (△13.4%)	③国庫支出金 △400億円 (△36.6%)	①+②+③で、 △721億円		
H17	1,268	1,403	226 692	593	1,070	5, 252億円
	④ 県 税 +242億円 (+19.1%)	⑤ 地方交付税+臨財債 △232億円 (△14.2%)	⑥ 国庫支出金 △156億円 (△22.5%)	④+⑤+⑥で、 △146億円		
H19	1,510 (税源移譲除き 1,351)	1,214	183 536	715	992	5, 150億円
	※ H19県税は税源移譲分(159億円)を含む。これ除くと、実質的な増は83億円(+6.5%)					
	<対⑫> △984億円 (△15.8%)					
	<対⑫> △1, 086億円 (△17.4%)					
	<対⑪> △102億円 (△1.9%)					

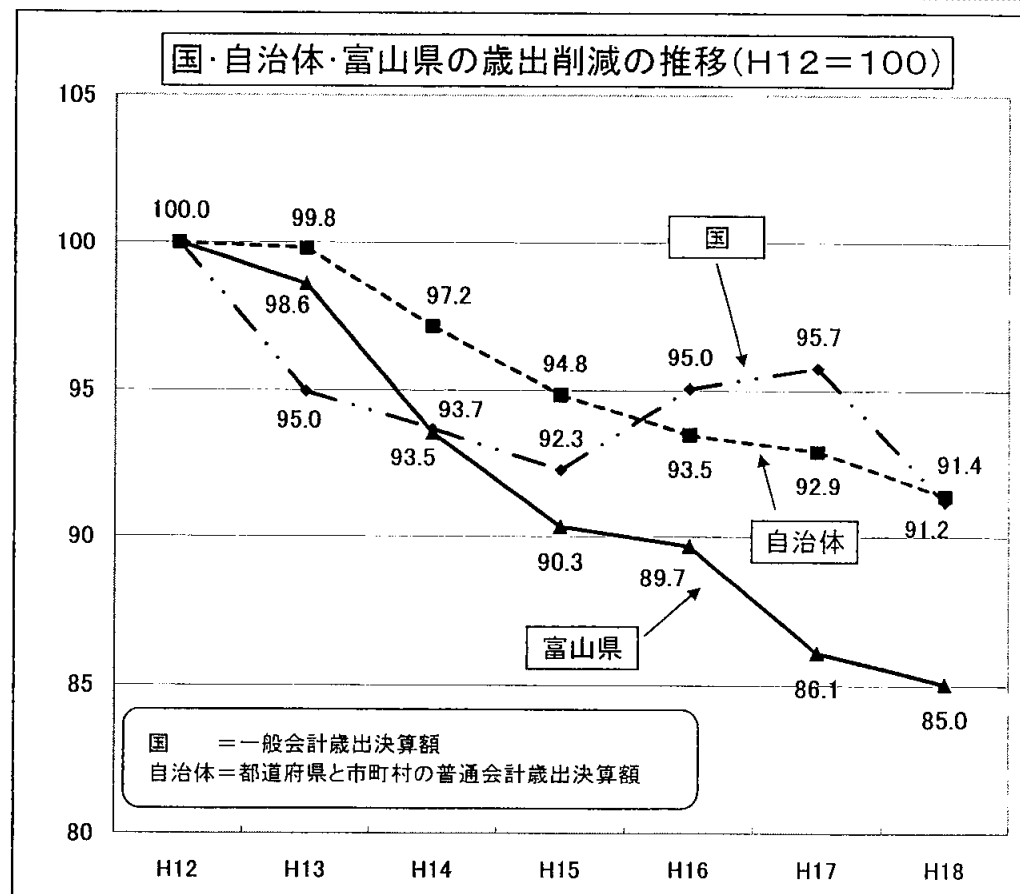
	県税	交付税+臨財債	国庫支出金	<左の小計>	県債+その他	合 計
(H12-H19)	+174	△485	△556	<△867>	△219	△1, 086億円

富山県はじめ自治体は、行政改革や歳出削減を積極的に推進



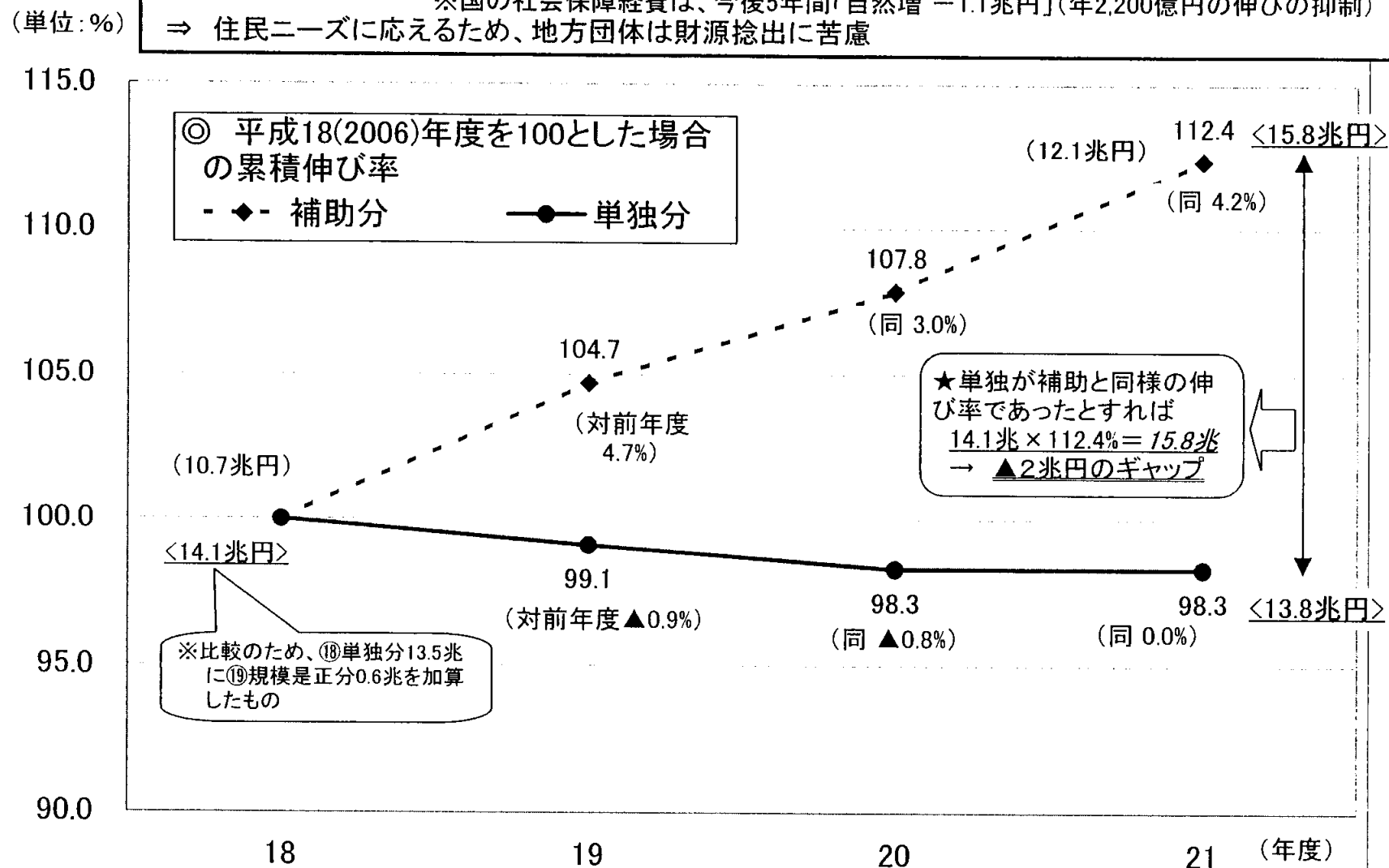
《富山県の実績》

- 集中改革プランに基づく総定員の見直し(H17~H22の5年間)
 - … 一般行政職で△10.3%、教育・警察部門を含め、総数の△5.2%
- 職員給与の臨時的減額
 - … H17~19 知事等 10~7%、一般職員 5~3%
 - H20~22 " 18~13%、" 7~4%(含地域手当)
- マイナスシーリング … 一般行政経費 △12%、投資的経費 △8%



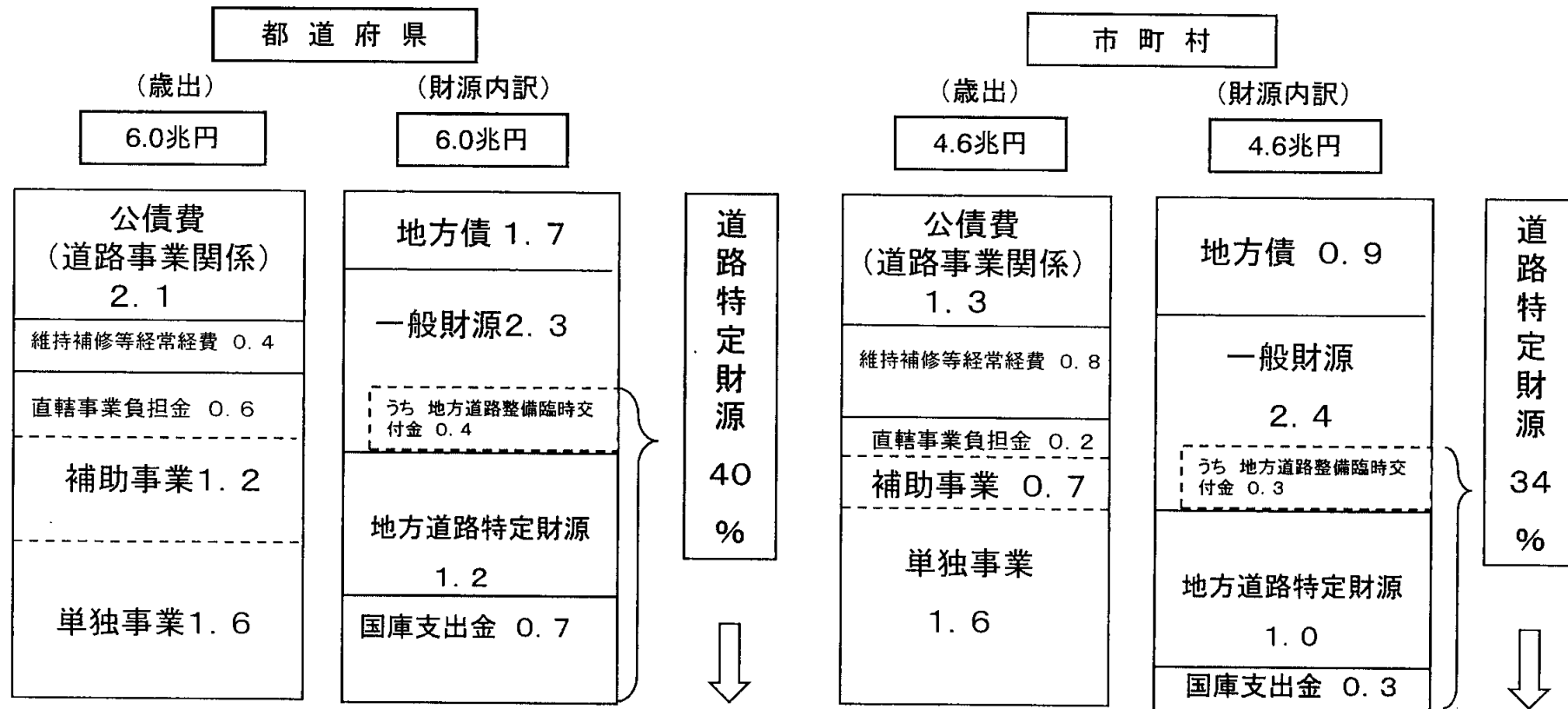
地方財政計画・ソフト政策経費(医療・福祉・教育)については国並みの伸びを確保すべき

- ・ 国庫補助関係経費(医療・介護の公的負担など)は、毎年3～5%の伸び
 - ・ それにもかかわらず、単独事業経費(乳幼児医療助成、医師確保対策など)は据置き
- 「骨太方針2006」: 今後5年間の地方単独の一般行政経費は2006年度と同程度の水準
 ※国の社会保障経費は、今後5年間「自然増 -1.1兆円」(年2,200億円の伸びの抑制)
- ⇒ 住民ニーズに応えるため、地方団体は財源捻出に苦慮



道路特定財源の状況

地方の道路特定財源収入は、道路経費の一部(約4割)をまかなうにすぎない (⑩決算 単位:兆円)



地方の道路特定財源収入(地方枠)3.4兆円(20年度予算ベース)

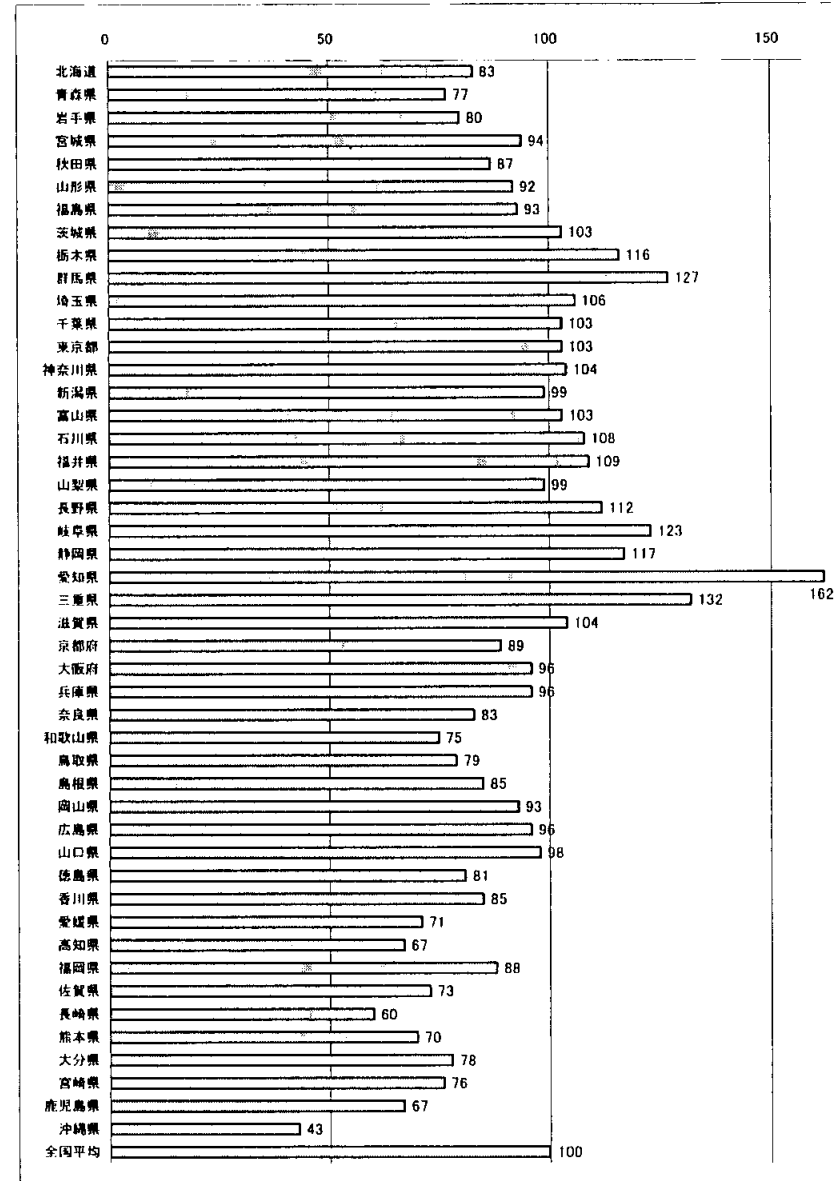
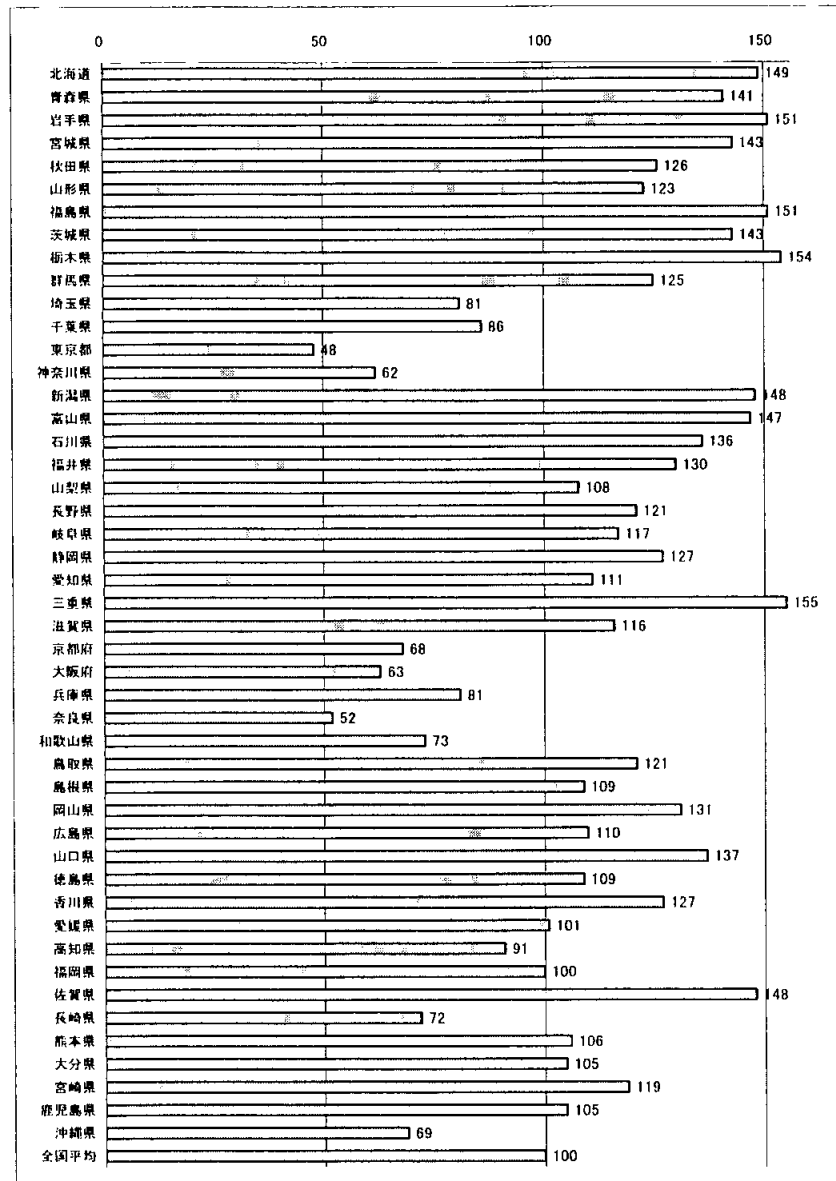
地方税	1.4兆円 (軽油引取税9,914億円、自動車取得税4,024億円)
譲与税	0.7兆円 (地方道路譲与税2,998億円、石油ガス譲与税140億円、自動車重量譲与税3,601億円)
臨時交付金	0.7兆円
補助金等	0.6兆円

軽油引取税、自動車取得税の都道府県別人口1人当たり税収の指数

大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目であり、堅持すべき

軽油引取税 1兆507億円

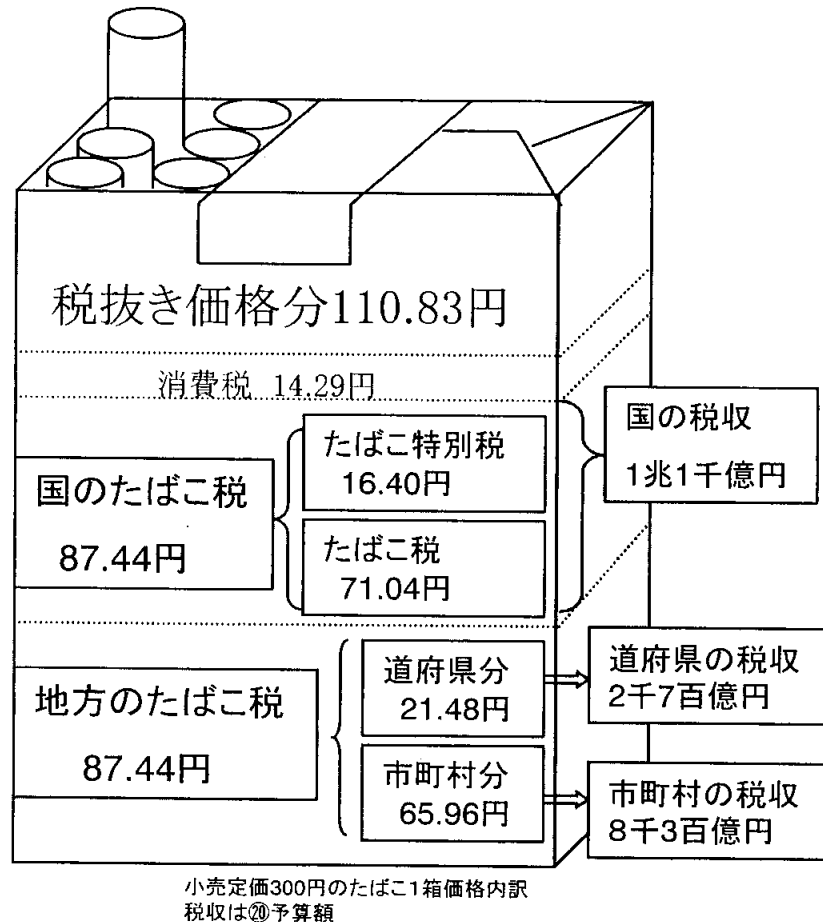
自動車取得税 4千570億円



(注) 平成18年度決算額、人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

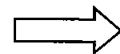
たばこ税の税率引上げと地方分の確保

1. たばこ税(2兆2千億円)の配分割合



従来より、たばこ税は

国と地方の配分割合 1対1



2. 地方のたばこ税の地域偏在性

⑩決算額による比較

	人口1人あたり税收の偏在度	東京への集中度
地方税全体	東京 / 沖縄 = 3.1倍 (510千円) (163千円)	全国の17.6%
地方法人二税	東京 / 高知 = 6.1倍 (180千円) (29千円)	全国の25.6%
地方消費税(清算後)	東京 / 奈良 = 1.9倍 (29千円) (15千円)	全国の13.6%
地方のたばこ税 (道府県分+市町村分)	東京 / 奈良 = 1.6倍 (11千円) (7千円)	全国の12.0%

大都市への税源偏在が課題となる中で、

地域偏在性が小さい貴重な税目



税率の引き上げが行われる場合にも
国と地方の配分割合1対1を堅持すべき

〔国のたばこ税のみ引上げられた場合、喫煙率の低下により地方のたばこ税が減収となることが想定される〕

住宅ローン減税による大幅な減収の補てんが必要不可欠

<富山県提出資料>

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じて広く負担を分任する地方の基幹税目であり、課税ベースの拡大に努める必要

国土交通省案による住宅ローン減税の影響額(住民税▲3,152億円)を基に、H20年度の特例交付金のシェアで各都道府県影響額(市町村分含む)を富山県で試算

(単位:億円)

県名	影響額	県名	影響額	県名	影響額	県名	影響額	県名	影響額
北海道	104.0	埼玉県	252.2	岐阜県	50.4	鳥取県	12.6	佐賀県	12.6
青森県	22.1	千葉県	173.4	静岡県	97.7	島根県	12.6	長崎県	22.1
岩手県	18.9	東京都	315.2	愛知県	189.1	岡山県	41.0	熊本県	25.2
宮城県	47.3	神奈川県	299.4	三重県	47.3	広島県	63.0	大分県	18.9
秋田県	18.9	新潟県	50.4	滋賀県	44.1	山口県	28.4	宮崎県	15.8
山形県	22.1	富山県	28.4	京都府	75.7	徳島県	9.5	鹿児島県	25.2
福島県	37.8	石川県	31.5	大阪府	315.2	香川県	18.9	沖縄県	12.6
茨城県	59.9	福井県	18.9	兵庫県	173.4	愛媛県	28.4		
栃木県	47.3	山梨県	18.9	奈良県	34.7	高知県	9.5		
群馬県	50.4	長野県	44.1	和歌山県	22.1	福岡県	85.1	合 計	3,152

- ・住宅ローン減税については、住民税で行うことは基本的には住民税の性格になじまない
- ・住民税について減税を行う場合には、地方特例交付金などにより確実かつ明確な財源補てんを行うことが必要不可欠

現状のままでは、財源不足は7.8兆円、23年度には地方財政は破綻

○社会保障関係費等の増大で財源不足が拡大

○基金残高も年々減少し、23年度までに枯渇、地方団体の財政運営は完全に破綻

地方財政の将来推計

(GDPが内閣府試算・成長シナリオの場合)

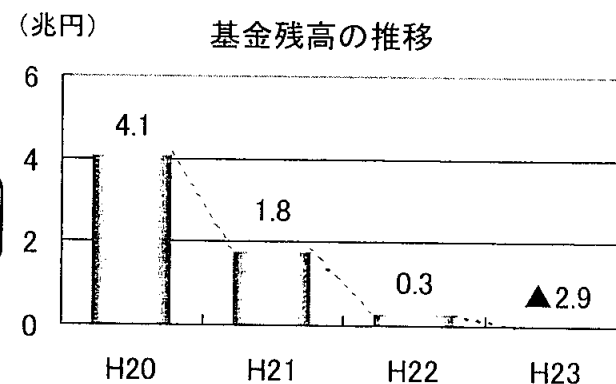
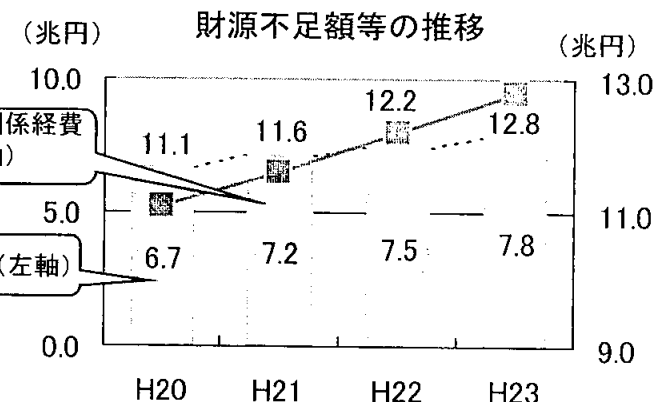
(単位:兆円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H23-H20
歳出 A	88.5	89.1	89.6	90.3	1.8
義務的経費	51.0	51.6	52.3	53.1	2.1
うち社会保障(義務分)	11.1	11.6	12.2	12.8	1.7
義務的経費以外の経費	37.5	37.5	37.3	37.2	▲0.3
社会保障等生活関連経費	14.7	15.1	15.5	15.9	1.2
公共インフラ整備・維持経費	13.8	13.5	13.2	13.0	▲0.8
地域活性化等経費	9.0	8.9	8.6	8.3	▲0.7
歳入 B	81.8	81.9	82.1	82.5	0.7
財源不足額 C=A-B	▲6.7	▲7.2	▲7.5	▲7.8	
基金残高	4.1	1.8	0.3	—	
なお残る財源不足額	—	▲0.1	▲1.3	▲2.9	

都道府県破綻

仮にこれを現行の
地方消費税に換算
すれば、3.0%相当

都道府県・市町村
とも破綻



※GDPが内閣府試算・リスクシナリオの場合は、H23の財源不足は8.3兆円、なお残る財源不足額は3.6兆円に拡大

今後の地方税の確保・充実の方向

今後、国・地方を通じる税制の抜本改革を行う際には、地方の自主性を高め、地方税源の充実を図るために、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築が必要



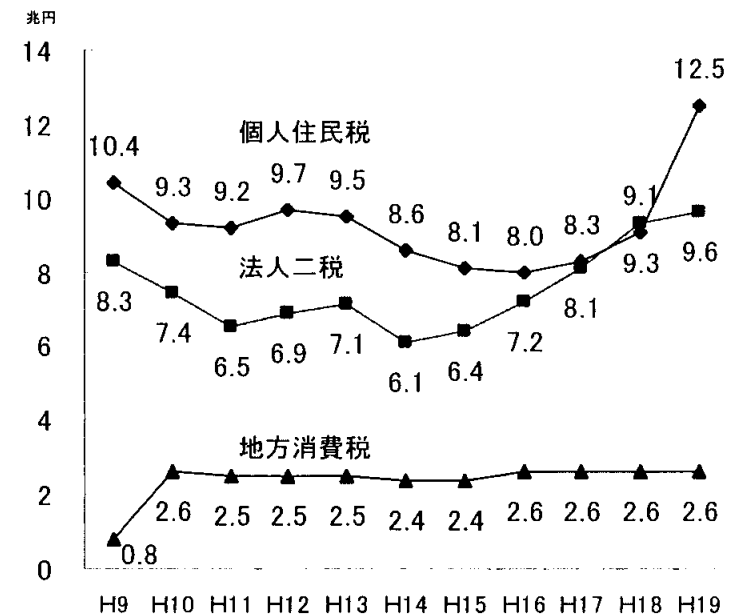
税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すべき

1 地方消費税は偏在性が小さい

	人口1人あたり税収の偏在度	東京への集中度
地方消費税 (清算後)	東京 / 奈良 = 1.9倍 (29千円) (15千円)	全国の13.6%
地方法人 二税	東京 / 高知 = 6.1倍 (180千円) (29千円)	全国の25.6%
地方税全体	東京 / 沖縄 = 3.1倍 (510千円) (163千円)	全国の17.6%

⑩決算額による比較

2 地方消費税の税収は安定的(税収推移)



18年度までは決算額、19年度は地方財政計画額
「個人住民税」は配当割、株式等譲渡所得割、利子割を含む